

ゆめっこ保育園・ゆめっこわかば保育園重要事項説明書

2025 年（R7）4 月 1 日



ゆめっこ保育園（本園）
西宮市石在町 16-25



ゆめっこわかば保育園（分園）
西宮市久保町 9-25

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人いちにわたけのこ会
代表者名	理事長 稲垣 登
事業者の所在地	西宮市石在町 1 6 - 2 5

2. 保育園の概要

<本園>

名称	ゆめっこ保育園
所在地	西宮市石在町 1 6 - 2 5
電話番号	0798-35-2758 fax 0798-32-4455
事業認可年月日	2006 年（H18）5 月 16 日
施設長名	園長 泉 真美子
沿革	2006 年（H18）6 月 西宮市民間保育園として開園（定員 4 5 名） 2009 年（H21）4 月 1 日 一時預かり事業開始 2010 年（H22）3 月 29 日 定員 5 0 名に変更

<分園>

名称	ゆめっこわかば保育園
所在地	西宮市久保 9 - 2 5
電話番号	0798-33-1616 fax 0798-33-1618
事業認可年月日	2018 年（H30）4 月 1 日
施設長名	分園長 山本 雅子
沿革	2018 年（H30）4 月 ゆめっこ保育園の分園として開園 *定員 6 0 名 *一時預かり事業

3. 施設の概要

<本園>

敷地面積	319.91 m ²
建物	鉄筋コンクリート造3階建
	乳児室1、ほふく室1、保育室4 一時保育室1 調理室1、調乳室1、事務室1、教材室1 乳幼児便所2

<分園>

敷地面積	600.21 m ² (公園内敷地占用許可)
建物	鉄骨造3階建て
	乳児室1、ほふく室1、保育室5、一時保育室1、 調理室1、調乳室1、事務室1、教材室1、 乳幼児便所3、園庭2ヶ所

4. 保育園の方針

【保育理念】

1. 誰もが安心して子どもを産み育て働き続けられる保育園をめざします。
2. 未来に生きる子ども達に、豊かな成長、発達を保障し、夢を育てます。
3. 地域に開かれた保育園として、ともに子育てを支え、考え合える子育てセンターをめざします。
4. 子どもを主体に関係者すべての立場が生かされ、健康で生き活きとした保育園をつくります。

【保育目標】

1. 自然を愛し、命を大切にする心を育てます。
2. 友達同士のかかわりの中で、思いやりの心や人と関わる力を育てます。
3. 表現力豊かで、自ら考え創造できる子を育てます。
4. 心身ともに健康で、たくましい子を育てます。

【大切にしたい4つの柱】

1. 食にこだわる（安全で旬のものをおいしく）
2. 身体づくり（リズム運動・散歩・・・など）
3. 集団づくり（こども集団に限らず、職員集団も）
4. 感性を育てる（歌・絵画・絵本・表現・・・など）

5. 定員及び児童数＜2025 年（R7）4 月 1 日予定人数＞

＜本園＞

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
定 員	8	8	8	8	9	9	5 0
児童数	1	1 0	1 0	1 0	1 0	1 1	5 2

＜分園＞

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
定 員	6	9	9	1 2	1 2	1 2	6 0
児童数	5	1 2	1 2	1 5	1 5	1 3	7 2

6. 職員体制＜2025 年（R7）3 月 1 日現在＞

＜本園＞

園長	1 人
主任	1 人
保育士	2 0 人 （常勤 1 3 人、非常勤 7 人）
調理員	3 人 （常勤 2 人、非常勤 1 人）
事務員	1 人 （常勤 1 人）
嘱託医師	4 人（内科、耳鼻咽喉科、眼科、歯科）

※職員の配置は西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める配置基準以上とし、員数は入所人数により変動することがあります。

＜分園＞

分園長	1 人
主任	2 人（内 1 名は地域子育て支援担当主任）
保育士	1 3 人 （常勤 1 3 人）
調理員	3 人 （常勤 3 人）
事務員	1 人 （常勤 1 人）
嘱託医師	4 人（内科、耳鼻咽喉科、眼科、歯科）

※職員の配置は西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める配置基準以上とし、員数は入所人数により変動することがあります。

7. 提供する保育サービス

<本園>

サービス名	有無	内 容
短時間保育延長代金	○	・ 午前 8 時 30 分前の登園 ・ 午後 4 時 30 分からの降園 30 分毎に 350 円
延長保育代金	○	午後 6 時 00 分から午後 7 時 00 分まで 月額 18:00～19:00 4,000 円 (単発 1 時間 700 円) ※月額の場合第 2 子以降は半額。
障がい児保育	○	入園時に保育所事業課で面接を行い、集団保育が可能なおおむね 3 歳以上の児童を対象。
一時預かり	○	0～2 歳児 4 時間 2,000 円 超える場合は 1 時間毎に 500 円プラス 3～5 歳児 4 時間 1,600 円 超える場合は 1 時間毎に 400 円プラス 昼食代 1 回 300 円 おやつ代 1 回 100 円
地域子育て支援事業	○	短期体験保育・地域交流・子ども図書館等

<分園>

サービス名	有無	内 容
短時間保育延長代金	○	・ 午前 8 時 30 分前の登園 ・ 午後 4 時 30 分からの降園 30 分毎に 350 円
延長保育代金	○	午後 6 時 00 分から午後 7 時 00 分まで 月額 18:00～19:00 4,000 円 (単発 1 時間 700 円) ※月額の場合第 2 子以降は半額。
障がい児保育	○	入園時に保育所事業課で面接を行い、集団保育が可能なおおむね 3 歳以上の児童を対象。
一時預かり	○	0～2 歳児 4 時間 2,000 円 超える場合は 1 時間毎に 500 円プラス 3～5 歳児 4 時間 1,600 円 超える場合は 1 時間毎に 400 円プラス 昼食代 1 回 300 円 おやつ代 1 回 100 円
地域子育て支援事業	○	短期体験保育・地域交流・園庭開放・すくすく子育て広場・子ども図書館等

8. 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで
休園日	国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、 1 月 1 日から 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日、その他市長が特別な理由があると認めるとき
開園時間	午前 7 時から午後 7 時（※ 2）
保育標準時間認定にかかる保育時間	午前 7 時から午後 6 時まで（うち保育が必要と認められる時間）
保育短時間認定にかかる保育時間	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（うち保育が必要と認められる時間）
延長保育時間	午後 6 時 00 分から午後 7 時 00 分まで

※保育必要量（保育標準時間・保育短時間）など、支給認定の内容に変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。

当保育園に提出する場合は変更月の前月 20 日（休園日の場合は直前の開所日）までに、西宮市保育入所課に提出する場合は変更月の前月 25 日（閉庁日の場合は直前の開庁日）までにご提出ください。支給認定の内容は翌月の 1 日から変更しますので、月途中での変更はできません。

※ 2 本園については、2025 年 3 月 31 日現在で午後 8 時までの延長保育を行っている園児が在園している場合には、閉園時間を午後 8 時まで、延長保育時間を午後 8 時までとしています。

9. 台風接近等に伴う対応について

【通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）】

通常の気象警報であれば開園することとしますが、子どもを連れての登降園は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。

状況によっては保育園からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取っておいってください。

公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。

また、「特別警報」等が発令された場合、通常の気象警報とは異なる対応となります。

【西宮市に「特別警報」等が発令された場合】

○ 午前6時30分現在で「特別警報」が西宮市に発令された場合は「臨時休園」とします。

また、「特別警報」が解除された場合でも当日は「休園」とします。

○ 午前7時現在、「高齢者等避難」（警戒レベル3）、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「臨時休園」とします。

○ 午前7時以降に「特別警報」や、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

・避難所へ避難している場合は、よい子ネットからの配信や園内掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。

【補足】

避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

<https://www.nishinomiya-bousai.jp/>

※気象庁、Yahoo 等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。

必ず市からの避難情報をご確認下さいますようお願いします。



西宮市防災ポータル HP

○電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休園とします。

◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する防災情報です。

◆「特別警報」が発令された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

10. 利用者負担

(1) 保育料

西宮市が定める保育料となります。「3歳児クラス以上」及び「0歳児から2歳児クラスの市民税非課税世帯」の児童にかかる保育料については無償)

なお、次の場合は保育料の日割り計算を行います。

- ・月途中退園の場合や災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し保育の提供がなされない場合

(2) 延長保育に係る利用者負担金

項 目	金 額
延長保育に係る時間外保育料 (※)	上記 7. 保育サービス参照

※市民税の非課税世帯（ひとり親世帯等に限る）並びに生活保護世帯は、減免となります。

(3) 上乗せ・実費徴収分

項 目	金 額	備考
3歳児以上（2号認定子ども）に係る主食費 (※①)	月額 1,500 円	徴収：6ヵ月毎
3歳児以上（2号認定こども）に係る副食費 (※②)	月額 5,000 円	徴収：原則毎月
日本スポーツ振興センター共済掛金 (※③)	年額 240 円	全員
日よけ付帽子	1個 1,100 円	
自由画帳	1冊 200 円	幼児
竹箸（3歳以上） (※④)	1膳 220 円	入園・追加時
公共交通機関等を利用する場合	バス代等 実費	利用時のみ
卒園アルバム (※⑤)	1冊 3,500 円	5歳児
運動会及び生活発表会 DVD (※⑥)	実費	各家庭
布オシメレンタル代金	月 5,000 円	希望者のみ

(※①②) 同一月中において保育の利用が1日もなかった場合は当該月の利用者負担金は免除とします。

(※①②) 災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合は、主食費及び副食費の日割り計算を行います。

(※②) 市民税所得割合算額が57,700円未満の世帯や、所得割合算額が77,101円未満のひとり親世帯等、収入にかかわらず保育園・幼稚園等に在籍している年齢の高いきょうだい等から数えて第3子以降の子、生活保護及び里親の世帯は、副食費が免除されます。

(※③) 生活保護法による保護を受けている世帯は、共済掛金が免除されます。

(※④) 新入園児（3～5歳児）は購入願います。

(※⑤) 途中入園で年数が少ない場合は減額することもあります。

(※⑥) 全家庭に購入のご協力をお願いしています。

1 1. 保育園の一日

0 歳児	1 歳児・2 歳児	幼児（3 歳児以上）
7:00～ 順次登園 健康視診 0～2 歳児合同早朝保育	7:00～ 順次登園 健康視診 0～2 歳児合同早朝保育	7:00～ 順次登園 健康視診 3 歳～5 歳児まで合同早朝保育
9:00～ 絵本読み聞かせ ミルク・お茶を飲む	9:00～ 牛乳・お茶を飲む リズム運動・絵本読み聞かせ 室内あそび 戸外あそび（園庭・散歩）	9:00～ リズム運動 クラス保育・絵本読み聞かせ 室内あそび 戸外あそび（園庭・散歩）
10:00～ あそび・午前睡 汚れた服、オムツを取り替えて もらい順に食事・眠る （離乳食をその子に応じて 進める）	11:00～ 食事 12:30～ 絵本読み聞かせ 午睡	11:30～ 食事(全員で) 13:00～ 絵本読み聞かせ 午睡
14:30～ 目覚め・おむつ交換・着替え・ 順におやつを食べる	14:30～ 目覚め・おやつ あそび	14:30～ 目覚め・おやつ、あそび
16:00～ 健康視診・順次降園	16:00～ 健康視診・順次降園	16:00～ 健康視診・順次降園
17:00～ 合同保育	17:00～ 合同保育	17:00～ 合同保育
18:00～延長保育開始 延長保育への移動・あそび	18:00～ 延長保育開始 延長保育への移動・あそび	18:00～ 延長保育開始 延長保育への移動・あそび
19:00 閉園	19:00 閉園	19:00 閉園

1 2. 保育園の年間行事

行事計画（変更になる場合があります）		保健衛生計画	
4 月	入園式	満 1 歳 児 以 上 は、 年 に 3 ・ 4 回 程 度 お 弁 当 日 を 予 定 し て い ま す。	聴力検査（4・5 歳児クラス） 春季健診（6 月頃） ＜内科・眼科・耳鼻科・歯科＞ 視力検査（幼児クラス・10 月頃） 秋季健診（11 月頃） ＜内科＞ 尿検査（幼児クラス・12 月） 砂場熱処理（3 月頃）
5 月	子どもの日の集い・遠足・クラス参観・懇談会		
6 月	お泊り保育		
7 月	七夕の集い・プール開き		
8 月	プールじまい		
9 月	お月見・クラス懇談会・生活展		
10 月	運動会		
11 月	遠足		
12 月	クリスマス会		
1 月			
2 月	節分の集い・生活発表会		
3 月	ひなまつり会・絵画展・クラス懇談会・お別れ 遠足・成長を祝う会・卒園式		
毎月	誕生日会・身体計測・避難訓練を実施します		

1 3. 各クラスの 1 年間

ちゅうりっぷ (0 歳児)	生活のリズムを整えながら、よく眠りよく食べよく遊ぶ事が快いと思える。 泣いたり声を出したり笑ったりして、自分の思い、快不快を表現する。 保育者との関係を土台に、まねっこ遊びを楽しみ、友達や物と関わって意欲的に過ごす。
たんぽぽ (1 歳児)	よく眠りよく食べよく遊び意欲的に過ごす。身の回りのことに興味をもち、「自分で」しようとする。 周囲のものに興味をもち、みたてつもり遊びを楽しみ全身を使って遊ぶ。手指を使った遊びを楽しみ、 道具を道具として使えるようになる。 動作や言葉で自分がしてほしいことをおとなや友だちに伝えようとする。
こすもす (2 歳児)	規則正しい生活を土台に、自分の身の回りのことがほぼ出来る。日常的な約束事がわかり、見通しを 持って意欲的に行動する。みたてつもりあそびからごっこあそびを楽しむ。「おんなじ、おんなじ」、 仲良し友だちを見つけ、クラスの友だちに関心が持てる。あそびや生活の中で経験したことや自分の 思いを言葉で伝えようとする。 「自分で」と自己主張し、何でもやってみようとする。
すみれ (3 歳児)	基本的な生活がほぼでき、自分のことは自分です。集団で生活するためのルールを守って生活する。 ごっこあそびや劇あそび、友だちとの関わり合いを通して何事にも積極的に取り組む。 自分の思いをしっかりと出し、大人の援助で相手の思いにも気づく。
さくら (4 歳児)	基本的な生活習慣を身につけ自分なりの見通しを持って生活する。簡単なことは、子どもたちだけで 話し合いができるようになる。友だちの中で自分の考えが言え、大人の援助でみんなと一緒に考え、 力を合わせられる。見たり聞いたり経験したことを、劇あそびなどを通して言葉や身体で表現する
ひまわり (5 歳児)	生活習慣を確立し、自分たちの生活をつくりだす。新しい課題に挑戦する意欲と、粘り強くやろうと する力を持つ。生活や遊びを自分たちで作り出し、充実させたいという自治集団をめざす。科学的 思考を育てる。仲間とあそぶ面白さを知り、あそびを発展させる力をつける。 劇などで、感じたことや想像したことを豊かに表現し仲間と共感できる。

1 4. 給食について

給食の方針	食事の楽しさやおいしさ、自然の恵みや食材、人への感謝の気持ちが育つように、また、子どもたちが愛情のこもった食事であると実感できるように、安全で安心できる給食を作っています。 そして、保育士と調理員がそれぞれの専門性を活かしながら、様々な食育の取り組みを進めています。
お弁当日について	お弁当の持参をお願いする日があります。(行事等)
食物アレルギー等への対応	西宮市が策定する「保育所における食物アレルギー対応の手引き」に基づき、適切な対応に努めています。 アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。
非常時への備え	非常時に備え、食品（アルファ化米・ベビーフード・液体ミルク等）を備蓄しており、ローリングストック及び防災教育の観点から、定期的に給食で提供しています。
その他の衛生管理等	日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（月に 2 回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。 調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

※毎月、献立表を家庭に配布します。子どもの昼食の内容を知っていただくとともに、家での食事と重ならないように工夫をお願いします。また、朝食は一日の大切な活動源となるものですので、きちんと食べさせてから登園しましょう。

1 5. 健康について

(1) 登園時の健康観察について

- ・登園時に、子どもの体調、家庭でできたケガやあざ等について保護者からの報告をお願いします。それをもとに、保育中の子どもの健康観察を丁寧に行います。
- ・保育中に子どものケガやあざ等に気づいた場合、確認のため保護者に連絡をすることがあります。

(2) 病気や体調を崩した時について

- ・病気や体調をくずしたときは子ども自身の療養につとめ、症状が重くならないように家庭で十分に静養してください。
- ・病気やけがなどで保育園を休む時は、症状や受診の有無、受診結果（病名）を必ず連絡してください。
- ・発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状です。受診する際には保育園に通っていることを伝え、集団生活が可能か必ず確認してから登園してください。

(3) 保育園での病気及び事故について

- ・保育中に発熱、嘔吐、下痢などの症状が出た時はお迎えをお願いします。また、保育中にケガをした時は、医療機関受診など必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。

(4) 薬について

- ・保育園では薬の預かりは原則的に行いません。薬は「朝・夕の2回」又は「朝・帰ってから・寝る前の3回」の内服にできないか、かかりつけ医師にご相談ください。
- ・アナフィラキシーなどのアレルギー対応等、緊急時に備えた処方薬が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」を提出してください。
- ・ホクナリンテープ等を貼っている場合は、登園時に保育士にお知らせください。

(5) 感染症にかかった時について

こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」にもとづき、以下のとおり対応します。

- ・感染症にかかった時は“登園のめやす”（13・14 ページ）を参考に静養してください。
- ・集団生活可能な状態に回復されましたら「登所可能証明書・登所届」（15 ページ）を持って登園してください。（用紙は保育園にあります。西宮市ホームページからダウンロードもできます。）
- ・原則、血液、便や嘔吐物で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を予防するため、そのままビニール袋に入れて持ち帰って消毒後に洗濯をするか、処分していただくようお願いします。
- ・その他、発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状です。保育園は集団生活の場ですので、登園については、主治医にご相談ください。
- ・適宜、感染症に関するお知らせを掲示等でお伝えしますのでご確認ください。
- ・水いぼ、とびひについては、登所可能証明書・登所届は原則としておりませんが、感染の可能性がないか、集団生活ができる状態であるか、医師の指示を確認してください。
なお、かきこわした傷から浸出液が出ているときは、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってください。
- ・アタマジラミ（卵・成虫）が見つかった場合は、必ず保育士にお知らせください。
速やかな対応をお願いします。

(6) 乳幼児突然死症候群（SIDS）

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS）という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDS は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。

以下の3つのポイントを守ることにより、SIDS の発症率が低くなるというデータがあります。

- ① あおむけに寝かせる
- ② できるだけ母乳で育てる
- ③ たばこをやめる

また、保育園では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

- ・子どもの顔が見えるあお向け寝にする
- ・午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する
- ・やわらかい布団は使用しない
- ・ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは置かない
- ・0・1 歳児と入園間もない2 歳児は、5 分ごとに呼吸状態を確認し記録する
- ・AED を設置し、応急手当に関する研修や訓練を定期的に実施する

(7) 災害共済給付制度について

子どもたちの安全については万全を期しておりますが、集団生活でもあり不慮の事故が起こる場合もありますので、入園時に独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入していただきます。

※共済期間 4月1日～翌年3月31日

※保護者負担額 1人につき年間 240円

※独立行政法人「日本スポーツ振興センターについてのお知らせ」は別途お配りします。

【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】

①医師が記入した登所可能証明書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前 24 時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日(乳幼児にあつては、3日)経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症2日前から発症後7～10 日間はウイルスを排出しており、特に発症後5日間は感染させるリスクが高い。	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過した場合に、6日目から登所が可能。
風しん	発しん出現の7日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	— ※感染しやすい期間を明確に	医師により感染の恐れがないと認められていること

②医師から口頭で確認し、保護者が記入する登所届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹しん	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(―)としている。

＜出典：こども家庭庁による「保育所における感染症対策ガイドライン」2023 年一部改訂版＞

④ 乳幼児によくみられる感染症(登所可能証明書・登所届は必要ありません)

病 名	主 な 症 状	留 意 点	備 考
伝染性軟属腫 (水いぼ)	米粒～小豆粒の軟らかいいぼで真中がくぼんでいるものもある 治癒に数か月かかることもある	いぼをかきむしったり弱い皮膚に水いぼのウイルスがつくと感染が広がる	かきこわした傷から浸出液が出ているときは、衣類、包帯、耐水性絆創膏などで覆うこと
伝染性膿痂疹 (とびひ)	虫さされ、引っかき傷等に細菌がついておこる 水ほうや膿ほうが出来て破れびらん、かさぶたを作り、次々に増え広がる かゆみを伴うことが多い	虫さされやあせも等をかきこわさないように注意する 手洗いの励行	かきこわした傷から浸出液が出ているときは、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆うこと

〔登所可能証明書・登所届〕

保護者 様

保育所等は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症にかかった時は症状が重くならないように療養し、周囲への感染拡大防止のためにも登所をご遠慮いただいております。

保育所等での集団生活が可能な状態に回復までされましたら、下記の「登所可能証明書・登所届」をご持参のうえ、登所くださいますようお願いいたします。

① 登所可能証明書	② 登所届
医師の証明が必要	医師の診断に従い、 保護者の届けが必要
麻疹（はしか）	溶連菌感染症
インフルエンザ	マイコプラズマ肺炎
新型コロナウイルス感染症	手足口病
風しん	伝染性紅斑（リンゴ病）
水痘（みずぼうそう）	ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	ヘルパンギーナ
結核	RSウイルス感染症
咽頭結膜熱（プール熱）	带状疱疹
流行性角結膜炎	突発性発疹
百日咳	
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111 等）	
急性出血性結膜炎	
髄膜炎菌性髄膜炎	

ご依頼

主治医 様

集団生活可能な状態に回復しましたら、上記①の感染症について証明をお願いいたします。

（保育所等では、上記①の感染症について医師の証明、②の感染症については医師の診断に従い保護者より登所届をいただいております。）

-----<切り取り>-----

① 登所可能証明書（医師の証明） ② 登所届（医師の診断に従い、保護者の届け）	どちらかに○印を記入
施設長 宛 児童名： _____（生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日） 病名： _____ 集団生活に支障がない状態に回復しましたので、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登所可能です。 園児の健康状態等について、主治医連絡することに同意します。 年 _____ 月 _____ 日 医療機関名： _____ 医師名（①の場合のみ）： _____ 保護者名（②の場合のみ）： _____	

16. 地域との交流・子育て支援事業

- 子ども達がいろいろな人との関わりをもつことを大事に思っています。
 - ・小学校との滑らかな接続を目的に用海小学校・浜脇小学校と交流。
 - ・近隣の保育園や浜脇デイサービス・メヌエット等お年寄りの方との交流。
- 地域の在宅家庭の子育て支援をしています。
 - ・園庭開放（月2回）、すくすく子育て広場（月1回）を開催しています。
 - ・近隣地域に「すくすく子育て新聞」を配付しています。（月1回）
 - ・短期体験保育をしています。

17. 実習生の受入れについて

次世代育成を担う保育士の人材育成を願い、また地域とのつながりになればと考え、園の規程に基づき実習生の受入れをしています。

18. トライやるウィークの受入れについて

目的を『地域の人々との交流を持つことにより、子どもの社会体験の場を広げ社会性を育てる』『中学生をはじめ地域の人々に保育園や子どもへの理解を得る』とし、市内の中学2年生の生徒を5日間保育園で受け入れています。

19. 緊急時等の対応方法

入園児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持ってしかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

【嘱託医師】

内科	日野小児科内科医院	久保町 10-26-104	35-1003
耳鼻咽喉科	谷口耳鼻咽喉科	羽衣町 7-30 夙川駅前イズミメ ディカルモール2階	23-3714
眼科	いだ眼科	鞍掛町 8-3 NBD ビル 3F	33-7700
歯科	広本歯科医院	石在町 16-19	81-3813

【主に利用している医療機関】

内科	中嶋クリニック	建石町 6-4	36-8330
総合	笹生病院	弓場町 5-37	22-3535
総合	西宮協立脳神経外科病院	今津山中町 12-1	33-2211
眼科	ふじもと眼科	田中町 3-1 グルメシティ 2階	41-1270
整形外科	松本整形外科	今津二葉町 1-24	35-5538
整形外科	おだ整形外科リウマチクリニック	鞍掛町 8-3 2F	22-8080
整形外科	はしもと整形外科リハビリクリニック	東町 1-12-3 コープ西宮南3階	35-5557
皮膚科	こむら皮膚科クリニック	田中町 3-1 ダイエー2階	32-7412
皮膚科	イノイ皮膚科医院	馬場町 1-4 3階	35-8672

20. 安全対策

非常災害に関しては具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

○避難訓練・・・毎月1回避難訓練を実施しています。

想定を「火災」「地震津波」「不審者侵入」とし、時間帯もいろいろなパターンを設定しています。

- ・「火災」の場合の第一避難場所は、園庭
- ・「地震津波」の場合の第一避難場所は、保育園3階
第二避難場所は西宮市役所東館
- ・「不審者侵入」については、県警ホットラインを設置。危険を感じたときはホットラインを使って、直接県警に連絡できます。

※上記を基本としますが、状況に応じて適宜判断します。

○安全計画について

保育園では「安全計画」により、①施設や設備等の安全点検、②園外活動を含む保育園での活動や取組みに対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、園児の安全に関する取組みを進めていきます。

21. よい子ネット

「よい子ネット」とは、保育園と保護者を結ぶネットワークとして、防犯・防災・感染症に関する情報などの緊急のお知らせに活用できる携帯電話・パソコンの連絡ツールとなっています。

メールを送信する緊急時とは、下記の通りとなりますので、これらを了承の上で、個々で登録いただきますようお願いいたします。登録方法につきましては、別途お配りする「よい子ネット新規登録について」を参照願います。登録したい保育園・保育所等にアクセスしてください。

※登録無料、別途通信料がかかります。

※メールを送信する緊急時

- ①天変地異の場合の状況、お迎えについての連絡
- ②保育園で緊急事態が生じた場合の連絡
- ③運動会・遠足等が中止になる場合の連絡
- ④その他



22. 個人情報保護

保育園で知り得た情報は守秘義務が課せられているため、他の方にお知らせすることはありません。利用者等の個人情報に関しては関係法令に基づき適切に取り扱います。

2 3. 関係機関との連携

子どもの成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のために、保育園及び西宮市が、医療機関、乳幼児健康診査等に関する保健福祉センター等の関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。

2 4. 他園や小学校との連携

他園へ転園する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先へ児童の育ち等に関する記録について情報提供することがあります。

また、就学に際しては子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を保育園から就学先の小学校へ送付します。

2 5. 児童虐待防止のための措置

「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育園は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子どものしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子どもの心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。

その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育園は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子どもへの性的行為、性器や性的行為を見せる、子どもへの過剰なスキンシップ 等
ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子どもを残して外出する、保育園に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子どもの安全への配慮を怠る（ケガが絶えない） 等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子どもの面前で行われるDV（暴言暴力） 等

- ・その他、虐待であるかどうかに関わらず、子どもに心配なケガやあざがあった場合には、保育園として法律に基づいて市に通告する必要があります（虐待かどうかを判断するのは、保育園ではありません）。市に通告することにより、子どもと保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育園は、子どもを大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。
- ・連絡の有無に関わらず、欠席が続く場合は、保育園から保護者、緊急連絡先に記載のある電話番号に架電することがあります。電話がつかない時は、西宮市の関係機関と情報を共有し、保育園や市職員等が家庭訪問することがあります。
- ・当保育園は、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

26. 加入している損害賠償責任保険

損害保険等の種類	施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険
損害保険の内容	業務・管理中の第三者への賠償補償 給食等の食中毒に対する賠償補償
給付内容	対人：1名あたり1億、1事故10億まで 対物：1事故 3千万まで

27. 個人情報の取り扱い

お預かりしている個人情報について、小学校への円滑な移行・接続を図られるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で必要な情報を共有します。

28. その他お願い事項

安全面には十分気を付けますが、集団保育の場ですので、感染症にかかったり、怪我などする場合があります。

災害時等、職員の出勤が困難な場合があります。自宅待機や保護者の方の出勤が困難な場合は、早めのお迎え、お仕事がお休みできる場合は、家庭での保育の協力をお願いします。

また、地震情報等にはくれぐれもご注意ください、緊急事態がありましたら、至急お迎えをお願いします。

29. ご意見・ご要望について

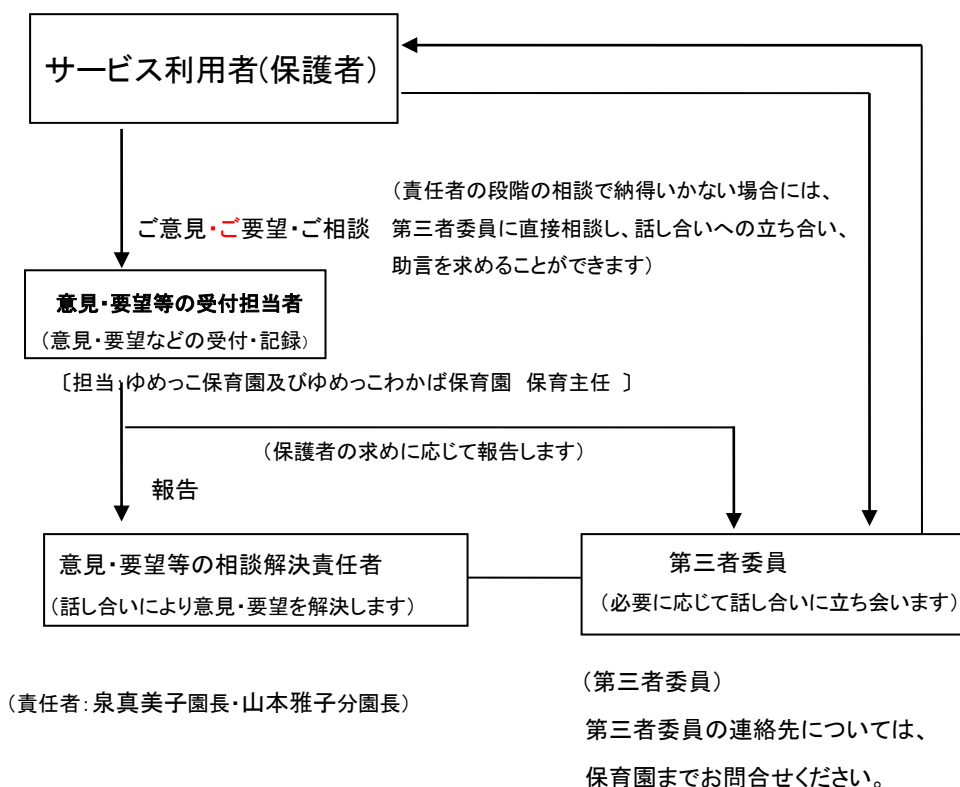
保育園では、「ご意見・ご要望の申し出窓口」の設置をしています。子育てについて、保護者の皆様と保育園職員の両者が忌憚なく話し合えることがとても重要だと考えています。

お気づきのこと、改善してほしいことなどがありましたら、遠慮なくお申し出ください。私たちは、可能な限り保護者の皆様のご要望にお応えしたく努力をしています。保育園では、職員の誰でもがご意見をお聞きますが、制度として担当者と責任者をそれぞれ設けています。

仕組みについては玄関掲示板に貼り出していますのでご覧ください。また、この担当者と責任者の段階でも納得のいかない方は、当保育園と第三者の関係にあります「第三者委員」を設置していますのでご相談ください。

ご意見・ご要望のための仕組みについて

ゆめっこ保育園・ゆめっこわかば保育園



※相談解決の(改善事項)は口頭もしくは文書で責任者よりご報告します。

※以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、兵庫県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることもできます。

(運営適正化委員会の連絡先: 電話 078-242-6868)